

「山口つながる案内所」の

ロゴマークを募集します！

1 「山口つながる案内所」とは？

山口県では、本県の人や地域、情報を案内する拠点となる「山口つながる案内所」を東京・日本橋にある「おいでませ山口館」に設置し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいます。

地方は人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、若者を中心に変化を生み出す人々が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人々が、地域づくりや地域の課題を魅力に変える担い手となることが期待されています。

「山口つながる案内所」では、専任の案内人による県の取組やふるさと納税、農山漁村体験、地域おこし協力隊等の情報発信や「関係人口」に係る県・市町・関係団体等への情報提供等を行います。

2 「山口つながる案内所」のロゴマーク

(1) 募集作品

山口県の人や地域、情報等とゆるやかにつながる場所となる「山口つながる案内所」のイメージを簡潔かつ象徴的に図案化したもので、わかりやすく親しみやすいマークとします。

「山口つながる案内所」の文字を含むデザインとしてください。

(2) 使用目的

県の刊行物やホームページ、PRグッズ等で使用します。

(3) 応募規定

- ①応募作品はフルカラーとし、模倣・模作のない自作で未発表のものに限ります。
- ②一人1点の応募作品に限ります。
- ③用紙は、A4版(210mm×297mm)を縦位置で用い、直径15cm程度の大きさの範囲内に、上下が容易に判別できるようデザインしてください。また、作品の説明を50文字程度で記載してください。
- ④応募作品の裏面(又は別紙)に、裏写りしないよう、次のことを記載してください。
氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、勤務先(児童・生徒・学生は学校名・学年)
- ⑤作品は折り曲げずに送付してください。また、応募作品は返却しません。
- ⑥指定の文字を含むデザインとしてください。

(4) 留意事項

- ①最優秀賞作品等の応募作品は、利用に際して一部補正・修正を行う場合があります。
- ②入賞者は、著作者人格権を行使しないものとします。

- ③入賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利）は、全て山口県に帰属するものとします。
- ④応募作品による第三者の著作権侵害等の問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- ⑤応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ⑥応募作品に係る個人情報、選考・発表に関わる事項以外には使用しません。
- ⑦本要項の規定を満たさない作品は、審査の対象となりません。また、他の類似の例があり、商標登録及び出願の公表がなされていることが判明した場合には、審査発表後であっても賞を取り消すことがあります。

3 応募資格・応募方法等

(1) 応募資格

どなたでも応募できます。(国籍、住所地、職業、年齢等の制限はありません)

(2) 応募方法

下記の応募先・問い合わせ先まで、郵送または持参してください。郵送の場合は締切当日の消印有効とし、持参の場合は平日の9時から17時までとします。

(3) 応募締切

令和2年(2020年)8月21日(金)まで

(4) 審査等

審査会により、最優秀賞1点、優秀賞2点以内を選定します。

①最優秀賞 1点

副賞：県産品ギフト券、県内宿泊券または図書カード(5万円相当)

②優秀賞 2点以内

副賞：県産品ギフト券、県内宿泊券または図書カード(1万円相当)

4 応募先・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班

(「住んでみいね!ぶちええ山口」県民会議事務局)

TEL: 083-933-2546 FAX: 083-933-2559

URL: <https://ymg-tunagaru.jp>

Eメール: contact@ymg-tunagaru.jp

